

第6章 浄化槽事業

第1節 概況

水は、私たちの生活に欠くことのできない大切な資源であり、これまで以上に河川浄化に対する意識を高揚し、きれいで豊かな水資源を後世に伝えていくことが、私たち世代に課せられた責務である。

河川等の水質汚濁は、家庭からの生活排水がその原因の一つであり、快適な生活環境を形成するためにも、公共下水道や農業集落排水の整備とともに、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図る必要がある。

特に、市内に設置されている浄化槽のうち、トイレのみの排水処理を目的とした単独処理浄化槽が今なお過半数を占めているため、下水道及び農業集落排水処理区域以外については、生活排水全般を処理できる合併処理浄化槽への転換が求められている。

このようなことから、本市では家庭からの生活排水を適正に処理し、公共用水域の保全を目的として、平成元年から個人が設置する浄化槽に対して補助する浄化槽設置整備事業、平成17年度からは、旧佐土原町において、町が合併処理浄化槽を設置し、その使用料を基に維持管理までを行う公設合併処理浄化槽事業を開始した。1市4町合併後は、新市で各事業を継承して実施し、浄化槽設置整備事業については、公共下水道事業認可区域の拡大に伴い、令和4年度をもって事業を終了した。

また、浄化槽の処理能力を低下させないためには、適正な維持管理が必要であることから、浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検や清掃の実施及び年1回の法定検査の受検を周知するとともに、適宜、浄化槽の改善に向けた対応に努めている。

第2節 浄化槽の設置審査・浄化槽管理者への指導等

浄化槽法及び宮崎市浄化槽指導要領に基づき、浄化槽の設置届等の審査及び浄化槽の維持管理の指導等を行っている。

1 各年度末浄化槽設置基数

単位：基

		旧宮崎市	佐土原町	田野町	高岡町	清武町	計
3 年 度	単独浄化槽	1,546	1,316	854	679	1,238	5,633
	合併浄化槽	970	2,292	514	1,406	1,084	6,266
	計	2,516	3,608	1,368	2,085	2,322	11,899
4 年 度	単独浄化槽	1,459	1,274	844	665	1,170	5,412
	合併浄化槽	976	2,315	530	1,390	1,088	6,299
	計	2,435	3,589	1,374	2,055	2,258	11,711
5 年 度	単独浄化槽	1,351	1,205	809	635	1,023	5,023
	合併浄化槽	983	2,364	540	1,391	1,085	6,363
	計	2,334	3,569	1,349	2,026	2,108	11,386

2 各年度浄化槽新規設置基数

単位：基

	旧宮崎市	佐土原町	田野町	高岡町	清武町	計
令和3年度全設置基数	24	74	20	24	45	187
令和4年度全設置基数	27	51	18	21	53	170
令和5年度全設置基数	24	55	9	17	21	126

3 法定検査

浄化槽法は、第7条（使用開始後に行う法定検査）及び第11条（年1回行う法定検査）に基づく検査が義務付けられている。令和5年度は7条検査163基、11条検査7,310基の受検となった。

検査の結果、「不適正」と判定されたものが、7条検査では11.7%、11条検査では12.2%となっており、浄化槽管理者に対する意識の醸成を図っている。

浄化槽の適正な維持管理が行われない場合、公共用水域に重大な悪影響を及ぼすことから、とりわけ11条検査の受検率向上を重点目標として定め、未受検者を対象にした啓発に努めている。

（1）11条検査受検率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象基数	11,207	11,035	10,754	10,549	10,169
受検数	7,236	7,245	7,255	7,251	7,310
受検率	64.6%	65.7%	67.5%	68.7%	71.9%
県平均	55.6%	56.4%	57.1%	57.4%	---
全国平均	43.8%	45.7%	47.1%	48.2%	---

（2）令和5年度法定検査結果

単位：基

	適正	概ね適正	不適正	計
7条	124 (76.1%)	20 (12.3%)	19 (11.7%)	163
11条	4,319 (59.1%)	2,098 (28.7%)	893 (12.2%)	7,310

第3節 公設合併処理浄化槽事業（公共浄化槽等整備推進事業）

公共用水域の水質保全を目的とする生活排水対策として、平成17年度から旧佐土原町西上那珂で開始し、合併後、平成21年度に田野町域、平成22年度に旧宮崎市域、高岡町域、佐土原町全域に対象区域を拡大し、平成23年度からは清武町域を含めた市内全域の対象地域による合併処理浄化槽の設置、維持管理事業を行っている。

平成29年度からは民間事業者の資金やノウハウ等を活用するPFI手法を導入し、効率的・効果的な事業の運営を図っている。

1 事業実績及び事業計画

公設合併処理浄化槽の設置基数については、年間150基の整備を目標に、令和5年度末時点で2,231基の整備をしている。

事業実績

単位：基

人槽区分 年度	5	6～7	8～10	11～20	21～30	計
令和元年度以前	1,233	376	55	10	3	1,677
令和2年度	135	27	4	1	—	167
令和3年度	121	30	9	—	—	160
令和4年度	107	20	2	1	—	130
令和5年度	81	12	3	—	1	97
計	1,677	465	73	12	4	2,231

【参考】区域別事業実績総数内訳

単位：基

人槽区分 区域	5	6～7	8～10	11～20	21～30	計
旧宮崎市	159	36	2	2	1	200
佐土原町	827	303	53	5	1	1,189
田野町	197	36	6	—	—	239
高岡町	288	46	7	5	2	348
清武町	206	44	5	—	—	255
計	1,677	465	73	12	4	2,231

【参考】令和5年度区域別事業実績内訳

単位：基

区域 \ 人槽区分	5	6～7	8～10	11～20	21～30	計
旧宮崎市	8	2	1	—	—	11
佐土原町	41	6	—	—	1	48
田野町	7	—	1	—	—	8
高岡町	12	—	—	—	—	12
清武町	13	4	1	—	—	18
計	81	12	3	—	1	97

2 事業の概要

市が対象区域内の個人の土地に市の所有物として浄化槽を設置し、維持管理を行う事業である。

(1) 事業の特徴

- ア 従来と比べ少ない費用（分担金のみ）で浄化槽を設置できること。
- イ 使用料以外には費用負担がなく、経年劣化に伴って発生する修繕費用などを考慮すると住民の費用負担が軽減されること。
- ウ 市がすべての維持管理を行うため、確実な維持管理のもとで公共水域の水質保全が図られること。

(2) 設置申出の主な条件

- ア 公共下水道事業計画区域、農業集落排水施設の処理区域を除く区域で、市が定めた処理区域内であること。
- イ 専用住宅、及び延べ床面積が2分の1以上を居住の用に供する併用住宅であり、設置する浄化槽の算定人員が30人槽以下の住宅。
- ウ 浄化槽を設置する土地を無償で利用できること。
- エ 放流先が確保されていること。
- オ 申出者と土地所有者が異なる場合、関係者の同意が得られていること。

(3) 工事の区分

- ア PFI事業者が行う工事
 - ・浄化槽本体の設置工事
 - ・浄化槽本体から排水先までの放流管工事
 - ・送風機（ブロー）設置工事
- イ 申出者が行う工事
 - ・浄化槽本体までの宅内配管工事（排水設備）
 - ・水洗トイレの改造費用（必要な場合）
 - ・障害物等の撤去費用（必要な場合）
 - ・送風機（ブロー）電源設備工事費用（必要な場合）

(4) 分担金及び使用料

分担金は、浄化槽設置に係る工事費の一割相当を受益者負担金（分担金）として、1回だけ納入する。使用料は、年間の保守点検、清掃、法定検査の平均額と同額程度で、毎月納入する。

令和元年10月には消費税率引き上げに伴い、金額を改定した。

人 槽 区 分		分担金（1回）	使用料（毎月）
			令和元年 10 月から
延べ床面積≤130m ²	5人槽	89,000円	3,880円
延べ床面積＞130m ²	6～7人槽	103,000円	4,080円
2世帯住宅など	8～10人槽	130,000円	5,030円
住宅用途により算定	11～15人槽	201,000円	6,700円
	16～20人槽	309,000円	7,750円
	21～25人槽	389,000円	10,260円
	26～30人槽	452,000円	12,260円

(5) 浄化槽の維持管理

保守点検、清掃、法定検査、修繕のいずれも市が実施する。

○保守点検…浄化槽の機能を正常に保つよう浄化槽の点検、バルブ、薬剤の調整、またこれらに伴う修理を行う作業。（通常1か月から2か月に1回実施）

○清 掃…浄化槽内に生じた汚泥の引き出し、各装置の洗浄を行う作業。（年1回以上実施）

○法定検査…県が指定した検査機関が、公正中立に検査するもので、日頃の保守点検や清掃の状況、使用者の使用状態、放流水の水質、槽内の処理設備の稼動状況など、浄化槽により異なる。約50～65項目を検査し、適正、おおむね適正、不適正のいずれかを判定する検査。（年1回実施）

○修 繕…浄化槽本体から放流先に係る機器が破損した場合に限り修理を実施する。（宅内配管の修繕は行わない。）

(6) 設置申出から使用開始まで

- | | | |
|----|-----------------------|-------------------------------|
| 1 | 事前協議 | 公設合併処理浄化槽事業の区域に該当するか確認 |
| 2 | 現地調査 | 浄化槽が設置できるか、放流先はあるかなど現地調査 |
| 3 | 設置申出受付 | |
| 4 | 設置計画書作成 | 浄化槽設置工事の内容や工期等について、市が設置計画書を作成 |
| 5 | 設置計画承諾書提出 | 設置計画に異議がなければ申請者が承諾書を提出 |
| 6 | 分担金の納付 | 浄化槽の人槽規模に応じた分担金の納付（1回のみ） |
| 7 | 工事の施工 | 設置計画に基づいた浄化槽の設置工事 |
| 8 | 工事完成検査
(排水設備工事の検査) | |
| 9 | 使用開始 | 完成検査日の翌日から使用開始（新築の場合は入居日） |
| 10 | 使用料の納付 | 維持管理に係る費用として毎月使用料の納付（原則口座振替） |

(7) その他の補助制度

生活雑排水処理促進補助金

ア 対象者の条件

- ・既設の住宅に単独処理浄化槽又はくみ取り槽が設置されており、公設合併処理浄化槽の設置を申請し、浄化槽の設置に合わせて宅内配管工事を行う者
- ・市税の滞納がない者
- ・宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でない者

イ 対象工事

既設の住宅に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽から公設合併処理浄化槽への転換に合わせて行う公設合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、ますの設置に係る工事（宅内配管工事）

ウ 補助金の額

補助金の額は、宅内配管工事費の3分の1に相当する額（10万円を超えるときは、10万円）とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

事業実績

単位：件

人槽区分 区域	旧宮崎市	佐土原町	田野町	高岡町	清武町	計
令和元年度	—	32	—	4	1	37
令和2年度	3	27	—	3	4	37
令和3年度	—	1	1	—	—	2
令和4年度	1	7	1	2	24	35
令和5年度	1	18	2	5	8	34
計	5	85	4	14	37	145

宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資あっせん及び利子補給

ア 対象者の条件

- ・処理区域内の建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者であること。
- ・融資金の弁済能力があること。
- ・市税並びに公設合併処理浄化槽事業分担金及び使用料を滞納していないこと。
- ・改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ・市長及び取扱金融機関が適当と認める連帯保証人を2名有すること。

イ 対象工事

公設浄化槽に接続するために行う便器及び洗浄用器具等並びに排水管、排水きょその他の排水設備の工事

ウ 融資あっせんの額

改造工事1件につき100万円を限度とする範囲内で市長が査定した額

エ 償還期限

融資を受けた日の翌月から5年以内（毎月5,000円を下らない額を償還）

オ 利子補給

融資金完済後、予算の範囲内において約定弁済日までの利子を補給

カ 連帯保証人

- ・県内に住所を有する20歳以上の者であること。
- ・一定の職業又は相当の資産を有し、かつ、独立の生計を営んでいること。
- ・市税並びに公設合併処理浄化槽事業分担金及び使用料を滞納していないこと。
- ・指定工事店の経営者、従業員等でないこと。
- ・金融機関が融資金の弁済能力があると認める者であること。

キ 融資あっせんの取消し

- ・対象者としての条件を欠く事となったとき
- ・融資金を改造工事以外に使用したとき